

## 排水槽の構造及び維持管理に関する指導基準

### 第5条 排水槽の維持管理基準

#### 排水槽等の維持管理における注意事項

平成2年3月作成

##### [ 1 ] 排水槽等の維持管理における注意事項

排水槽を設置する者は、悪臭の発生を防止するため、次に掲げることがらに注意を払い排水槽等の良好な維持管理に努めなければならない。

##### [ 2 ] 清掃における注意事項

排水槽等の清掃は、次に掲げることがらに注意を払い行うこと。

( 1 ) 排水槽は、少なくとも6月ごとに1回定期的に清掃し、槽内の汚泥等残留物質を除去すること。ただし、排水の水質、排水量及び排水槽の容量によっては、清掃の回数を増やすこと。

( 2 ) 排水管及び通気管については、必要に応じ内部の異物を除去すること。

( 3 ) 阻集器については、捕集物を使用日ごとに除去し、少なくとも7日ごとに1回清掃を行うこと。

( 4 ) 排水槽等の清掃に当たっては、除去物質の飛散防止、悪臭の発散の防止、消毒等に配慮するとともに槽内の換気等を行い、作業中の事故防止に努めること。

( 5 ) 清掃に薬品を用いた場合は、下水道施設の機能を阻害し、若しくは、損傷することのないよう留意すること。

##### [ 3 ] 汚泥等の処理における注意事項

1 排水槽等の清掃時に発生する汚泥、スカム等の廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき、次により行うものとする。

( 1 ) 汚水槽及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに混合槽の清掃時に発生する廃棄物及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含むものについては、一般廃棄物とし、廃掃法施行令第三条の規定によること。

( 2 ) 雑排水槽及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに混合槽の清掃時に発生する廃棄物及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含まないものについては、産業廃棄物とし、廃掃法施行令第六条の規定によること。

2 前項の廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次により行うものとする。

( 1 ) 前項第1号に定める廃棄物の処理は、廃掃法第七条第一項の規定による一般廃棄物処理業の許可を有するものに委託すること。

- ( 2 ) 前項第 2 号に定める廃棄物の処理は，廃掃法第十四条第一項の規定による産業廃棄物処理業の許可を有するものに委託すること。

[ 4 ] 維持管理における注意事項

排水槽等の維持管理は，次に掲げることがらに注意を払い行うこと。

- ( 1 ) 排水槽等は，別表に掲げる項目に従い，少なくとも 1 月ごとに 1 回定期に点検し，必要に応じ補修等を行うこと。ただし，阻集器については，使用日ごとに点検を行うこと。
- ( 2 ) 汚水槽，雑排水槽，混合槽等の悪臭の発生が予想される排水槽内の貯留時間は，おおむね 1 ～ 2 時間以内に排出できるようにし，水位制御とマイコン内蔵のタイマー制御を併用したビルピット型ポンプとする。
- ( 3 ) ばっ気装置，攪拌装置又は排水用補助ポンプ（スラリーポンプ）については，悪臭の発生原因

となる貯留水の腐敗等を防止するため，連続運転又は 1 時間以内の間欠運転を基本とする。

- ( 4 ) 排水槽の正常な機能を障害するようなものを，槽内に投入又は流入させないこと。
- ( 5 ) 汚水の滞留時間を可能な限り短縮するために，排水ポンプの始動水面をできるだけ低く設定すること。
- ( 6 ) 次の書類はいつでも利用可能な状態に整理記録し保存すること。
- ア 排水槽に関する書類
- イ 排水槽の清掃，機器の点検修理等の記録簿

[ 5 ] 悪臭防止対策における注意事項

排水槽に貯留する汚水又は雑排水を排除しようとする場合には，悪臭の発生を防止するために次に定める指針値に適合するよう排水槽の設置者は，絶えず計測を行い排水槽の良好な維持管理に努めること。

- ( 1 ) 排水時の吐出管の流末に設ける調整柵又は接続柵の内部の空気中に含まれる硫化水素濃度が，10 ppm 以下
- ( 2 ) 排水 1 リットル中に含まれる硫化水素濃度が，2 ミリグラム以下